

理事長	事務局長
	

教社第 223 号
平成 25 年 7 月 2 日

静岡県青少年育成会議加入団体の長 様

静岡県教育委員会教育長

平成 25 年度「地域の青少年声掛け運動」への協力について（依頼）

日頃、青少年の健全育成に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、静岡県教育委員会では、地域における人づくりの観点から、青少年の健全育成を目的として別添要綱のとおり「地域の青少年声掛け運動」を推進しております。

本運動は、平成 12 年 11 月から始まり、10 年間で 30 万人の参加者を得ることを目標に取り組み、10 年目となった平成 22 年度に参加者累計 30 万人を達成することができました。皆様の御協力に感謝申し上げます。目標は達成しましたが、本運動は青少年の健全育成に大きな役割をはたしていることから、今後も運動を推進してまいります。

つきましては、さらに多くの大人に御参加いただき、県民総ぐるみの運動に発展するよう御協力をお願い申し上げます。参加申込書につきましては、社会教育課まで御提出ください。

記

1 提出書類

地域の青少年声掛け運動参加申込書（様式第 1 号）

2 申込期間

平成 26 年 3 月 31 日まで随時

3 提出先

郵送又は F A X で送付ください。

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号

静岡県教育委員会社会教育課青少年班環境整備担当

F A X 054-221-3362

4 その他

(1) 昨年度までの参加者は自動的に継続となりますので、本年度新規に申し込みのあった参加者のみ記入して御提出ください。

(2) 参加申込書は増刷して御活用ください。

(3) 本運動の趣旨を説明したリーフレット、チラシ等が必要な場合は、社会教育課まで御連絡ください。

担当 社会教育課青少年班
環境整備担当

TEL 054-221-3313



(様式第1号)

地域の青少年声掛け運動参加申込書

平成 年 月 日

静岡県教育委員会教育長 様

所属名	
担当者氏名	
電話番号	

地域の青少年声掛け運動の趣旨に賛同し、運動への参加を申し込みます。

参加申込者数

人

	氏名	住所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

- * 差し支えなければ、住所も記入ください。
- * 本年度新たに参加される方のみ申込みをお願いします。
- * 記入欄が不足する場合には、様式の第1号の2を御利用ください。

地域の青少年声掛け運動実施要綱

(目的)

第1条 静岡県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、地域における「人づくり」の視点から、地域の大人が青少年に関わりを持つことが、青少年の健全育成に寄与すると考え、「もっと大人が青少年にかかわろう！」を合言葉に、声掛け運動を県民総ぐるみの運動に発展させることを目的として、「地域の青少年声掛け運動」（以下「声掛け運動」という。）を実施する。

(定義)

第2条 声掛け運動とは、地域で生活している青少年に、周りの大人の誰もが、温かなまなざしを向け、声を掛け、自然な形でかかわることを言う。

(協力機関)

第3条 声掛け運動の協力機関を市町及び市町教育委員会とする。

(事務局)

第4条 声掛け運動の事務局を県教育委員会社会教育課に置く。

(推進事項)

第5条 県教育委員会及び協力機関は、次の方法により、県民に対する運動の周知と参加の促進に努めるものとする。

(1) 県教育委員会

ア 全県民を対象に、県民だよりやインターネットによるほかテレビ、ラジオ等のメディアを活用した広報活動を行うとともに、協力機関との連絡・調整を図る。

イ 関係する機関・団体を対象に、参加を働きかける。

(2) 協力機関

市町及び市町教育委員会は、市町民及び自治会等青少年健全育成に関わる団体を対象に、あらゆる機会をとらえてメディア等を活用した広報活動を行う。

(連携・協力)

第6条 県教育委員会及び協力機関は、連携を密にし、情報交換を行うとともに、参加者の活動状況（事例等）の把握に努めるものとする。

2 県教育委員会及び協力機関は、広域（複数の市町等を対象）の広報活動、実践活動等を行う場合には、当該協力機関等の連携、協力の上実施するものとする。

(参加者)

第7条 声掛け運動への参加者は、本運動の趣旨に賛同する県民とする。

(参加者の受付等)

第8条 県教育委員会及び市町教育委員会は、参加者の受付及び報告を行う。

2 参加者から申込みがあったときは、可能な限り氏名・住所を確認するよう努めるものとし、地域の青少年声掛け運動参加申込書（様式第1号）により受け付け、個人登録を行う。

- 3 登録と同時に実行章（バッジ）を交付し、参加者としての心得等の説明を行う。
- 4 県教育委員会及び市町教育委員会は相互に、参加者の状況を年2回（10月末及び3月末）地域の青少年声掛け運動参加者報告書（様式第2号）により報告するものとする。
- 5 県教育委員会及び市町教育委員会は、参加者の活動状況を取りまとめ、県民に知らせるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、声掛け運動の実施に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月7日から施行する。